



# “赤い羽根” 新型コロナ対策生活困窮者支援事業実施要領

静岡県共同募金会

令和2年春から始まった新型コロナウイルス感染症が長期化する中で、経済的に困窮する人や社会的に孤立する人の増加や固定化が大きな社会課題となっている。

このような課題を抱える人たちの生活支援を図るため、昨年度までの「新型コロナ対策フードバンク応援事業」及び「新型コロナ対策いのちをつなぐ支援活動事業」を統合し、これまでの食支援、相談支援、居住支援に、令和4年度はさらに自立支援、学習支援を加えた民間による多様な生活困窮者支援活動に対して、緊急等助成資金規程第1条(3)に基づき助成する。

併せて、当事業に対する寄付の受入を行う。

## I 事業の位置づけ

当事業は、中央共同募金会及び各都道府県共同募金会が共催する「令和4年度赤い羽根ポスト・コロナ（新型感染症）社会に向けた福祉活動応援キャンペーン～それでもつながり続ける地域・社会をめざして～」として実施する。

## II 寄付の受入

### 1 寄付金

- (1) 種別 共同募金以外の寄付金
- (2) 使途 当事業の財源（緊急等助成資金）
- (3) 受入期間 令和4年4月1日から令和4年9月30日まで  
ただし、会長は必要に応じて期間を延長することができる。
- (4) 募金方法 全国キャンペーンによる寄付金募集  
(インターネット募金：中央共同募金会ホームページからクレジットカード等により寄付)

### 2 税制上の優遇措置

特定公益増進法人に対する寄付として所得税、法人税の優遇の対象となる。

## III 助成

### 1 対象団体

広域（複数市町域）を対象に活動する民間の非営利団体

- ・ 法人格の有無は問わない。
- ・ 法人の場合は、社会福祉法人、特定非営利活動法人、公益社団法人、公益財団法人、更生保護法人とする。
- ・ 令和3年度共同募金助成先団体及び令和4年度共同募金助成申請団体であっても、申請事業の内容等が異なれば助成対象とする。

### 2 対象事業・対象経費・実施期間・助成基準

#### (1) 対象事業

生活に困窮（経済的困窮や社会的孤立）する支援対象者に対して、広域（複数市町域）で行う下記の事業（ただし、国又は地方公共団体の補助を受けて実施する事業は対象外）

- ① 食支援
- ② 電話相談事業
- ③ 居住支援
- ④ 自立支援
- ⑤ 学習支援

【例】経済的困窮、虐待、育児放棄、難病、自殺願望、外国籍・予期せぬ妊娠等による孤立などにより支援を必要とする方に対する、

- ・ 食品配付
- ・ 電話相談支援
- ・ 居住場所の支援
- ・ 自立に向けた生活や就労支援

- ・生活必需品配付（衣類、衛生用品、学用品など）
  - ・学習支援
- (2) 対象経費  
上記(1)の事業を行う経費
- (3) 助成事業の実施期間  
助成決定日から令和5年3月31日まで
- (4) 助成基準  
(助成枠) 500万円（財源は寄付金。不足する場合は緊急等助成資金。）  
(助成率) 100%  
(助成額上限) 1事業 50万円
3. 申請受付及び助成決定
- (1) 申請受付  
(受付期間) 令和4年4月1日から令和4年9月30日まで  
(申請窓口) 静岡県共同募金会  
(申請書部数) 1部(添付書類含む)  
(申請書様式) 静岡県共同募金会ホームページからダウンロードすること  
<http://www.shizuoka-akaihane.or.jp/>  
(提出方法)  
①データ送信 申請書データ(Word形式)をメール添付で提出  
(メール先：[kyoubo@shizuoka-akaihane.or.jp](mailto:kyoubo@shizuoka-akaihane.or.jp))  
②書面郵送 申請書原本及び添付書類を郵送により提出  
(申請書メール送信後、一週間以内)
- (2) 助成決定  
会長は申請に基づき配分委員会の承認を得て助成額を決定する。  
(決定時期) 申請受理日から1か月以内
4. 助成金の支払方法  
前払い
5. 助成金の精算  
事業終了後または年度終了後1か月以内に実施報告書（領収書(写)等の証拠書類を添付）の提出を受け精算する。
6. 本取扱要領に定めのない事項は、助成要綱によるものとする。

附則 この実施要領は、令和4年4月1日から施行する。